

和歌山県新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための
救急・周産期・小児医療体制確保事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、発熱や咳等の症状を有している新型コロナウイルス感染症が疑われる患者（以下「疑い患者」という。）が、感染症指定医療機関以外の医療機関を受診した場合においても診療できるよう、救急・周産期・小児医療の体制確保を行うことを目的に、補助事業対象者が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関して、以下の関係要綱等に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（令和5年5月8日付け医政発0508第12号・健発0508第6号・薬生発0508第4号厚生労働省医政局長・厚生労働省健康局長・厚生労働省医薬・生活衛生局長連名通知の別紙。）
- (2) 令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱（令和5年5月8日付け厚生労働省発医政0508第13号・健0508第10号・薬生0508第58号厚生労働事務次官通知の別紙。）
- (3) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取扱いについて（令和5年5月8日付け事務連絡厚生労働省医政局医療経理室・健康局結核感染症課・医薬・生活衛生局総務課連名通知。）
- (4) 和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）

(補助対象事業者)

第2 補助金の交付を受けて補助事業を実施する者（以下「補助事業対象者」という。）は、次の各号を満たす者のうち、知事が適当と認める者とする。

- (1) 疑い患者を診療した実績がある救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関であること。

なお、「救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関」は、救命救急センター、二次救急医療機関、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、小児中核病院、小児地域医療センター、小児地域支援病院等とする。

- (2) 救急隊から疑い患者の受入れ要請があった場合、当該患者の受入れ（ただし、受入れ患者の入院加療が必要と判断された場合、受入れ医療機関の空床状況等から、必ずしも当該医療機関への入院を求めるものではなく、他院に転院搬送することも可能）

(補助対象事業等)

第3 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、基準額、対象経費及び補助率等は、別表に定めるとおりとする。

(補助金額)

第4 補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 別表に定める事業ごとに、第1欄に定める基準額と、第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) 前号により選定された額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(交付の申請)

第5 規則第4条に規定する申請書(別記第1号様式)に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとし、知事が別に定める日までに提出するものとする。

事業の区分	添付書類	様式
i) 補助金の交付申請の日において既に完了している事業	(1) 所要額精算書	(別記第9号様式)
	(2) 事業実績報告書	(別記第10号様式)
	(3) 患者数調書	(別記第11号様式)
	(4) 歳入歳出決算書	(別記第12号様式)
	(5) 支出証拠書類	
	(6) 法人の場合、役員名簿	
	(7) 第6第3号に規定する財産を購入またはリース等により使用した場合、納品後の写真	
	(8) その他知事が必要と認める書類	
ii) 補助金の交付申請の日において未了である事業 ※第12によりやむを得ず概算払とする場合のみ	(1) 所要額調書	(別記第2号様式)
	(2) 事業計画書	(別記第3号様式)
	(3) 歳入歳出予算書	(別記第4号様式)
	(4) 法人の場合、役員名簿	
	(5) 第6第3号に規定する財産を購入またはリース等により使用する場合、見積書及びカタログ	
	(6) その他知事が必要と認める書類	

(交付条件)

第6 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次に掲げる事項に該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

ア 補助事業の内容の変更(知事が軽微な変更と認める変更を除く。)をしようとする場合

イ 補助事業に要する経費の配分の変更(知事が軽微な変更と認める変更を除く。)をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上（地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）の機械及び器具その他の財産（以下、「財産」という。）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（以下、「適正化令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃止してはならない。
- (4) 前号の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (6) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第5号様式により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社、一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

なお、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、その全部又は一部を県に納付させることがある。

- (7) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上（地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

- (8) 前各号に掲げる事項に違反した場合、補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

（変更の承認）

第7 第6第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、事業変更承認申請書（別記第6号様式その1）又は中止（廃止）承認申請書（別記第6号様式その2）を知事に提出しなければならない。

なお、第6第1号に規定する軽微な変更とは、補助金額の増額を伴わず、かつ、次に掲げるいずれかの変更をいう。

- (1) 事業内容の著しい変更とならない場合

(2) 補助対象経費の20パーセント以内で増額又は減額する場合

(3) 事業内容に変更が無く、入札減などやむを得ない事由により補助金額を減額する場合

(補助金の変更交付申請手続)

第8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、補助金の変更交付を申請しようとする場合には、変更交付申請書(別記第7号様式)に第5の表に定める様式等を添付して知事に提出し、承認を受けなければならない。この場合において、第7の事業変更承認申請書の提出を省略することができる。

(実績報告書の添付書類の様式等)

第9 規則第13条に規定する実績報告書(別記第8号様式)に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとし、補助事業が完了した日(第6第1号の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受けた日)の翌日から起算して20日以内に知事に提出するものとする。

実績報告書の提出を要する事業	添付書類	様式
第5の表の事業の区分の欄のii)に該当する事業(同表の区分の欄のi)に該当する事業は含まない。)	(1) 所要額精算書	(別記第9号様式)
	(2) 事業実績報告書	(別記第10号様式)
	(3) 患者数調書	(別記第11号様式)
	(4) 歳入歳出決算書	(別記第12号様式)
	(5) 支出証拠書類	
	(6) 第6第3号に規定する財産を購入またはリース等により使用した場合、納品後の写真	
	(7) その他知事が必要と認める書類	

(交付申請の日以前に完了した事業の取扱い)

第10 補助金の交付申請の日以前に完了した事業の実績報告については、規則第13条の規定にかかわらず、規則第4条に規定する補助金の交付申請により当該実績報告があったものとみなす。

2 交付申請の日以前に完了した事業に係るこの補助金の額の確定は、規則第14条の規定にかかわらず、規則第5条の規定による補助金の交付決定により当該補助金の額の確定を行ったものとみなす。

(請求書の省略)

第11 規則第16条の規定による補助金等交付請求書手続きは省略することができる。

(補助金等の交付)

第12 知事は、必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 第1項の規定により補助金の概算払を受けている場合において、概算払を受けた額が補助金の額の確定額を超える場合は、補助事業者は、その差額を返還しなければならない。

(その他)

第13 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、知事が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、令和2年8月3日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年1月27日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月9日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年6月3日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年9月29日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月18日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年10月26日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月5日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年5月8日から施行し、令和5年5月8日から適用する。

(別表)

補助対象事業等について

1. 設備整備等事業

補助対象事業者が行う、疑い患者を診療する医療機関の院内感染を防止するために必要な設備整備等。

※整備の対象は救急・周産期・小児医療において疑い患者を受け入れるために要するものに限る。

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
<p>①初度設備費 1床当たり 133,000 円</p> <p>※新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な 需要品（消耗品）及び備品の購入費を指す。</p> <p>②個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キ ャップ、フェイスシールド）</p> <p>1人当たり 3,600 円</p> <p>③簡易陰圧装置 1床当たり 4,320,000 円</p> <p>④簡易ベッド 1台当たり 51,400 円</p> <p>⑤簡易診療室及び付帯する備品</p> <p>実費相当額</p> <p>※簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造 をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって 新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う 診療室をいう。</p> <p>⑥HEPA フィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能な ものに限る） 1施設当たり 905,000 円</p> <p>⑦HEPA フィルター付きパーテーション</p> <p>1台当たり 205,000 円</p> <p>⑧消毒経費 実費相当額</p> <p>⑨救急医療を担う医療機関において、新型コロナウイル ス感染症を疑う患者の診療に要する備品</p> <p>1施設当たり 300,000 円</p> <p>⑩周産期医療又は小児医療を担う医療機関において新型 コロナウイルス感染症を疑う患者に使用する保育器</p> <p>1台当たり 1,500,000 円</p>	<p>救急・周産期・小児医療において 疑い患者を受け入れるため、左欄 の整備に要する費用 (需用費（消耗品費）、委託料、 使用料及び賃借料、備品購入費)</p>	10/10

別記第1号様式（第5関係）

和歌山県新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための
救急・周産期・小児医療体制確保事業補助金交付申請書

番 号
令和 年 月 日

和歌山県知事 様

申請者
所在地
名称
代表者役職氏名

令和 年度において、標記の事業を実施したいので、補助金 円の
交付について、和歌山県補助金等交付規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請
します。

なお、この申請に当たり同規則第5条の2に規定する補助金等の交付の除外要件に該
当することが判明した場合又は同規則第10条第2項の規定に違反した場合には、同規
則第17条に基づき補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議
の申立てを行いません。

関係書類

	第5 i) の場合	第5 ii) の場合
(1)	所要額精算書（別記第9号様式）	所要額調書（別記第2号様式）
(2)	事業実績報告書（別記第10号様式）	事業計画書（別記第3号様式）
(3)	患者数調書（別記第11号様式）	歳入歳出予算書（別記第4号様式）
(4)	歳入歳出決算書（別記第12号様式）	役員名簿
(5)	支出証拠書類	見積書及びカタログ
(6)	役員名簿	その他知事が必要と認める書類
(7)	納品後の写真	
(8)	その他知事が必要と認める書類	

和歌山県新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業 所要額調書

医療機関名:

1. 設備整備等事業

	整備数	基準額 単価	総事業費 (A)	寄附金その他 の収入額 (B)	差引額 (A)-(B) (C)	対象経費の 支出予定額 (D)	基準額計 (E)	選定額 (F)	県補助 基本額 (G)	県補助 所要額 (H)
		円	円	円	円	円		円	円	円
(1)	新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品(消耗品)及び備品購入費	床	133,000		0		0	0	0	
(2)	個人防護具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)	人	3,600		0		0	0	0	
(3)	簡易陰圧装置	床	4,320,000		0		0	0	0	
(4)	簡易ベッド	台	51,400		0		0	0	0	
(5)	簡易診療室及び付帯する備品		実費 相当額		0		0	0	0	0
(6)	HEPAフィルター付き空気清浄機(陰圧対応可能なもの)		905,000		0		0	0	0	0
(7)	HEPAフィルター付きパーテーション	台	205,000		0		0	0	0	
(8)	消毒経費		実費 相当額		0		0	0	0	
(9)	救急医療を担う医療機関において、疑い患者の診療に要する備品		300,000		0		0	0	0	
(10)	周産期医療又は小児医療を担う医療機関において、疑い患者に使用する保育器	台	1,500,000		0		0	0	0	
	合計			0	0	0	0	0	0	0

備考

- 「選定額(F)」欄には、対象経費の支出予定額(D)と基準額計(E)とを比較して少ない方の額を記入すること。
- 「県補助基本額(G)」欄には、(C)欄と(F)欄を比較して少ない方の額を記入すること。
- 「県補助所要額(H)」欄は、県補助基本額(G)に10/10を乗じて得た額を記入すること。
また、1,000円未満は切り捨てて記入すること。

事業計画書

医療機関名: _____

1. 事業内容

2. 事業実施期間

①事業着手(予定)日: _____

②事業終了(予定)日: _____

3. 積算根拠

(単位:円)

設備整備内容	区分	費目	品目及び規格	税込単価	数量	単位	事業費 (税込総額)	整理 番号
1 新設、増設に伴う初度設備を 購入するために必要な需用品 (消耗品)及び備品購入費							0	
2 個人防護具(マスク、ゴーグ ル、ガウン、グローブ、キャッ プ、フェイスシールド)							0	
3 簡易陰圧装置							0	
4 簡易ベッド							0	
5 簡易診療室及び付帯する備品							0	
6 HEPAフィルター付き空気清浄 機(陰圧対応可能なもの)							0	
7 HEPAフィルター付きパーテー ション							0	
8 消毒経費							0	
9 救急医療を担う医療機関にお いて、疑い患者の診療に要す る備品							0	
10 周産期医療又は小児医療を担 う医療機関において、疑い患 者に使用する保育器							0	
合計(総事業費)							0	

【留意事項】

※単価欄には購入する最小単位での価格を記入すること。

※根拠資料の添付が必要な項目については、添付書類に整理番号を付し、当事業計画書の整理番号欄に該当する番号を記入すること。

※行が足りない場合は適宜追加すること。

別記第4号様式(第5関係)

令和 年度

和歌山県新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・
小児医療体制確保事業補助金 歳入歳出予算書

歳入

科目	金額	概要
補助金 自己資金 借入金 寄付金 その他	円	
合計	0	

歳出

科目	金額	概要
	円	
合計	0	

令和 年 月 日

住所

名称

代表者名

別記第5号様式（第6関係）

番 号
令和 年 月 日

和歌山県知事 様

申請者
所在地
名称
代表者役職氏名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け健第 号により交付決定があった和歌山県新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業補助金に係る消費税等仕入控除税額について、当該事業補助金交付要綱第6第6号の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の確定額
金 _____ 円
- 2 補助金の確定時減額した仕入れに係る消費税及び地方消費税相当額
金 _____ 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 _____ 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 _____ 円

（注）内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

別記第 6 号様式その 1 (第 7 関係)

和歌山県新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための
救急・周産期・小児医療体制確保事業 変更承認申請書

番 号
令和 年 月 日

和歌山県知事 様

申請者
所在地
名称
代表者役職氏名

年 月 日付け健第 号により補助金の交付決定があった
標記事業について、下記のとおり変更したいので、当該事業補助金交付要綱第 7
の規定により申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 添付書類
 - (1) 変更後の所要額調書 (別記第 2 号様式)
 - (2) 変更後の事業計画書 (別記第 3 号様式)

別記第6号様式その2（第7関係）

和歌山県新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための
救急・周産期・小児医療体制確保事業 中止（廃止）承認申請書

番 号
令和 年 月 日

和歌山県知事 様

申請者
所在地
名称
代表者役職氏名

年 月 日付け健第 号により補助金の交付決定があった
標記事業について、下記の理由により中止（廃止）することについて承認を受け
たいので、当該事業補助金交付要綱第7の規定により申請します。

記

1 事業を中止（廃止）する理由

別記第7号様式（第8関係）

和歌山県新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための
救急・周産期・小児医療体制確保事業補助金 変更交付申請書

番 号
令和 年 月 日

和歌山県知事 様

申請者
所在地
名称
代表者役職氏名

令和 年 月 日付け健第 号により交付決定があった和歌山県新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業補助金について、別添事業計画書のとおり変更したいので、補助金を 円に変更交付されたく申請します。

記

- 1 変更の理由

- 2 変更の内容

- 3 添付書類
 - (1) 所要額調書（別記第2号様式）
 - (2) 事業計画書（別記第3号様式）
 - (3) 歳入歳出予算書（別記第4号様式）
 - (4) 役員名簿
 - (5) 見積書及びカタログ
 - (6) その他知事が必要と認める書類

別記第8号様式（第9関係）

和歌山県新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための
救急・周産期・小児医療体制確保事業補助金 実績報告書

番 号
令和 年 月 日

和歌山県知事 様

申請者
所在地
名称
代表者役職氏名

令和 年 月 日付け健第 号で交付決定のあった和歌山県新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業補助金について、和歌山県補助金等交付規則第13条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

関係書類

- (1) 所要額精算書（別記第9号様式）
- (2) 事業実績報告書（別記第10号様式）
- (4) 患者数調書（別記第11号様式）
- (3) 歳入歳出決算書（別記第12号様式）
- (5) 支出証拠書類
- (6) 納品後の写真
- (7) その他知事が必要と認める書類

和歌山県新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業 所要額精算書

医療機関名:

1. 設備整備等事業

区分	整備数	基準額 単価	総事業費 (A)	寄附金その他 の収入額 (B)	差引額 (A)-(B) (C)	対象経費の 実支出額 (D)	基準額計 (E)	選定額 (F)	県補助 基本額 (G)	県補助 所要額 (H)	県交付 決定額 (I)	県補助 受入済額 (J)	差引不足額 (H)-(J) (K)
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
(1) 新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品(消耗品)及び備品購入費	床	133,000			0		0	0	0				
(2) 個人防護具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)	人	3,600			0		0	0	0				
(3) 簡易陰圧装置	床	4,320,000			0		0	0	0				
(4) 簡易ベッド	台	51,400			0		0	0	0				
(5) 簡易診療室及び付帯する備品		実費 相当額			0		0	0	0				
(6) HEPAフィルター付き空気清浄機(陰圧対応可能なもの)		905,000			0		0	0	0	0			0
(7) HEPAフィルター付きパーテーション	台	205,000			0		0	0	0				
(8) 消毒経費		実費 相当額			0		0	0	0				
(9) 救急医療を担う医療機関において、疑い患者の診療に要する備品		300,000			0		0	0	0				
(10) 周産期医療又は小児医療を担う医療機関において、疑い患者に使用する保育器	台	1,500,000			0		0	0	0				
合計			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

備考

- 「選定額(F)」欄には、対象経費の実支出額(D)と基準額計(E)とを比較して少ない方の額を記入すること。
- 「県補助基本額(G)」欄には、(C)欄と(F)欄を比較して少ない方の額を記入すること。
- 「県補助所要額(H)」欄は、県補助基本額(G)に10/10を乗じて得た額を記入すること。
また、1,000円未満は切り捨てて記入すること。

事業実績報告書

医療機関名: _____

1. 事業実施内容

2. 事業実施期間

①事業着手日: _____

②事業終了日: _____

3. 積算根拠

(単位:円)

設備整備内容	区分	費目	品目及び規格	税込単価	数量	単位	事業費 (税込総額)	整理 番号
補助 対象		①新設、増設に伴う初度設備 を購入するために必要な需 要品(消耗品)及び備品購入費					0 0 0	
		②个人防护具(マスク、ゴー グル、ガウン、グローブ、キャ ップ、フェイスシールド)					0 0 0	
		③簡易陰圧装置					0 0	
		④簡易ベッド					0 0	
		⑤簡易診療室及び付帯する 備品					0 0	
		⑥HEPAフィルター付き空気清 浄機(陰圧対応可能なもの)					0 0	
		⑦HEPAフィルター付きパー テーション					0 0	
		⑧消毒経費					0 0	
		⑨救急医療を担う医療機関に おいて、疑い患者の診療に要 する備品					0 0	
		⑩周産期医療又は小児医療 を担う医療機関において、疑 い患者に使用する保育器					0 0	
小計(補助対象)							0	
補助 対象 外							0 0	
	小計(補助対象外)							0
合計(総事業費)							0	

【留意事項】

- ※単価欄には購入する最小単位での価格を記入すること。
- ※補助対象外費目については、設備整備内容、区分、費目名称、使用用途、価格を具体的に記載すること。
- ※補助対象・対象外に関わらず、全ての支出の証拠となる書類(領収書等)を添付し、それぞれに整理番号を付与すること。
- ※行が足りない場合は適宜追加すること。

患者数調

医療機関名: _____

事業開始日から令和 年 月 日までの疑い患者受入に係る実績は下記のとおりです。

1. 疑い患者受入に係る要請等への対応

	延べ件数	内訳		
		受入れた件数	受入れできなかった件数	受入れできなかった主な理由
消防からの要請				
他の医療機関からの要請				
県や保健所からの要請				
要請なし(患者の自力来院)				
合計	0	0	0	

2. 疑い患者受入後の対応

受入れた部門	延べ人数	内訳		
		処置後、他院に転送	処置後、帰宅(入院なし)	自施設で入院
救急医療				
周産期医療				
小児医療				
その他				
合計	0	0	0	0

別記第12号様式(第5、第9関係)

令和 年度

和歌山県新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・
小児医療体制確保事業補助金 歳入歳出決算書

歳入

科目	金額	概要
補助金 自己資金 借入金 寄付金 その他	円	
合計	0	

歳出

科目	金額	概要
	円	
合計	0	

令和 年 月 日

住所

名称

代表者名